

# 報告

## 平成18年度 介護保険制度・障害者自立支援法に かかる主治医研修会 —延べ1,023人が出席—

標記研修会を、7月28日の旭川市を皮切りに、同月31日に苫小牧市、8月2日に札幌市においてテレビ会議システムを利用し、小樽市・室蘭市・岩見沢市・北見・帯広市・釧路市の各医師会へテレビ中継、8月5日に函館市の計10会場で開催し、受講者総数は1,023名であった。

介護保険制度の主治医研修会は、同制度が発足する前年の平成11年から連続8回目、また、障害者自立支援法の主治医研修会は同法が本年4月実施されたことにより初めての開催である。両研修会いずれも北海道からの委託事業で、実施側、受講者側の負担を勘案し合同開催となった。

介護保険制度は平成12年4月より実施され、制度見直しのため同17年に法改正、同年10月一部施行、本年4月から全面施行されている。制度見直しの基本的視点として制度の「持続可能性」「明るく活力ある超高齢社会」「社会保障の総合化」が示された。とくに予防重視型システムへの転換ということで、新たに設けられた程度区分である要支援1および要支援2の軽度認定者に対して、新予防給付が創設さ

れた。このため、同時に要介護認定の見直しも行われ、介護サービス必要度を判定するための「介護の手に係る審査判定」と「要介護1相当」と判定された者に対する「状態の維持・改善の可能性に係る審査判定」を行うこととなり、主治医意見書は一層重要な役割を担うこととなった。

研修会では、北海道保健福祉部福祉局介護保険課から①介護保険制度の実施状況および見直しについて②主治医意見書と介護認定審査会における審査判定③介護支援専門員との連携について詳細に説明が行なわれた。また、主治医意見書の手引き・意見書記載例については、原田一道常任理事（地域福祉部長）が模擬事例をもとにそのポイントについて具体的に解説した。



障害者自立支援法については、障害福祉サービスを受ける際、「障害程度区分」が設けられた。その判定を中立・公正な立場で専門的な観点からの判定が必要となるため市町村審査会が設置され、介護保険同様「医師意見書」の記載を求められることとなった。

研修会では北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課から①障害者自立支援法における障害程度区分について②医師意見書記載の手引き③医師意見書記載例について説明が行なわれた。

—地域福祉部—



8月2日（水）札幌会場